

令和2（2020）年5月1日

学 生 各 位

学 生 課

新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生への支援等について

新型コロナウイルス感染症の影響等により、学生の学資を負担している者等の状況が変化し、授業料、入学料等の納付が困難となった者等に対しては、下記のとおり、国又は大学による様々な支援制度があります。

新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、授業料等の納付や生活費等に困っている方は、学生課生活支援係へご相談ください。

記

1. 高等教育の修学支援新制度

対象：学部日本人学生で、非課税世帯及びそれに準ずる世帯の方

支援内容：授業料減免、給付型奨学金支給

申込時期：随時

審査：家計急変後の収入見込みにより審査

支援開始時期：随時

2. 日本学生支援機構（JASSO）貸与型奨学金

対象：学部生、大学院生

支援内容：緊急採用（無利子）奨学金、応急採用（有利子）奨学金

申込時期：随時

審査：家計急変後の収入見込みにより審査

支援開始時期：随時

相談先：日本学生支援機構奨学金相談センター

0570-666-301（平日、9:00-20:00）

3. 豊橋技術科学大学授業料免除、徴収猶予（特別な事情による免除）

豊橋技術科学大学授業料等の免除及び徴収猶予取扱規程第6条に準ずる。

<http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/262.html>

対象：学部留学生、大学院生

支援内容：授業料半期分の全額又は半額

申込時期：随時

4. 自治体独自の奨学金や民間奨学金等

自治体が独自に奨学金等の制度を持っている場合もあります。また、民間の奨学金についても、申込みが可能な場合もあります。

本学に募集案内の来ている各種奨学金一覧

<http://student.office.tut.ac.jp/syou/kakusyu/kakushu-top.html>

5. その他、修学支援以外の制度のうち、経済的に困難な場合に活用できる制度等もあります。

(1) 生活福祉資金貸付金（緊急小口貸付等の特例貸付）

問合せ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会等又は全国の労働金庫

(2) 生活福祉資金貸付金（教育支援資金）

問合せ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会

(3) 母子父子寡婦福祉貸付金

問合せ先：お住まいの都道府県・指定都市・中核都市の福祉事務所等のひとり親世帯関係施策担当

(4) 特別定額給付金（総務省）

基準日（2020年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方1人につき10万円を給付する制度。

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html

<参考URL>

文部科学省ホームページ

新型 コロナウイルス感染症の影響で学費等支援が必要になった学生のみなさんへ

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041_00003.htm

<問合せ先>

学生課生活支援係

TEL 0532-44-6559

e-mail seikatsu@office.tut.ac.jp